

「三重県社会的養育推進計画（Ⅰ期）」中間案に対するご意見と県の対応、考え方

- 対応区分
- ①反映する : 意見を何らかの形で反映させたもの
 - ②反映済み : 意見が既に反映されているもの
 - ③参考にする : 意見を今後の取組の参考にするもの
 - ④反映又は参考にすることが難しいもの
 - ⑤その他 : 中間案から削除した文言に対する意見及び、中間案の内容以外に対する意見（①から④に該当しないもの）

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	第2章	4頁 5頁	<p>今まで社会的養護の深刻な問題は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭の移動に伴い情報が途切れてしまったため、移動先で支援や保護が必要と認識されなかった。 ・各機関は問題を把握しながらも、情報が共有や更新がされないことで、問題の全体像が把握できずに適切な支援がされなかった。 ・徐々に問題が軽減され、その後の状況把握が不十分となったために、問題が再度起こりながらも問題が見落とされてしまった。 <p>以上の問題解決のため、</p> <p>子育て問題の原因は複合的なので、各機関の横断的な支援が必要で、子どもと親を中心に関係機関等が重なり合っ隙間を作らないと示していただいています。</p> <p>どこかだけが出遅れると、その穴埋めをしなければなりません。また、どこかだけが突出すると、重複支援が出たりします。常に関係機関の取組みについて、専門家を交えて検証することも明記されています。</p> <p>明記された内容を実現するために、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関が情報の更新と共有ができる体制を県が早期に構築するべきと思います。 ・進行管理を担う所が客観的に調査研究し、結果を関係機関が速やかに対応する必要があります。 	③	<p>県は、4つのステージ（予防的支援ステージ、緊急保護ステージ、社会的養護ステージ、自立支援ステージ）を通して切れ目のない支援と関係機関等の連携による隙間のない支援に努めます。</p> <p>関係機関等間の情報を共有化し、ハブ機能（情報の調整機能）を高めるとともに、関係機関等の引継ぎについても、的確かつ効率的な実施に取り組みます。</p> <p>また、県は、PDCAサイクルによる分析とそれによって抽出される課題に向き合い、検討を重ねて改善に取り組んでいきます。</p>

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
2	第2章	4頁 5頁	<p>中間案のP5の内容</p> <p>イメージデザインの4つのステージにおいて支援の必要な保護者や子どもについて、主に児童相談所や要保護児童対策地域協議会で情報共有されています。</p> <p>しかしながら、関係機関等の間で情報共有不足が生じる事が、子どもの命を守れない要因になる諸悪の根源です。</p> <p>県はこの情報の共有化や支援の輪のコーディネートをしますと宣言されたり、今後の取組においても情報を共有するためのネットワーク作りの推進、市町がもつ情報の共有化の推進をするという事なので、実現されれば、子どもの命もすくい、子ども達の最善の利益も守られると思いますので、素晴らしい計画だと思います。</p>	③	同上
3	第6章	9頁 16頁 17頁	<p>三重県社会的養育推進計画（1期）中間案を拝見しました。</p> <p>社会的養育の下に暮らす子どもたちが、自分の将来を考える子に育つように、社会的養育経験者が自立していくときに直面した困難な様々な意見を聞いて、今、生活している子どもたちに何が必要か制度政策を展開してほしい。</p> <p>社会的養育の中で自身が大切にされた経験を少しでも増やし、自己肯定感を高めるための教育費や特別育成費を充実させて、一般家庭に暮らす子どもと変わらないように習い事をしたり、塾で遅くまで勉強したり、自信をつけていくことが極力できるように、三重県独自の取り組みとして推進してほしい。</p> <p>如何にして社会的養育を経験した出身者の知恵を人生のヒントとすることが出来るか自立支援拠点事業を活用して、出身者の居場所支援を財政面、人材確保に向けて応援してほしい。自立を励ます会のように社会的養育から卒園する若者の会を拠点事業の中で継続できるように財政面の支援を地元企業や経営者団体など次世代育成応援ネットワークを活用してファンドを立ち上げるなど、財政の厳しい折に対応できるような三重県の特徴ある制度政策を一見知事の下、子ども子育て社会的養育は1丁目1番地の施策として推進してほしい。</p>	③	<p>今後、県では、検討課題として「子どもの自立のための支援」を掲げ、社会的養育経験者等の実情を把握する調査を行う予定です。</p> <p>また、財源の確保、人材の育成・確保についても、自立支援と同様に検討課題として掲げ、ネットワークづくりを含め、調査・研究を行い、検討します。</p>

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
4	第7章	18頁	<p>三重県に住む子どもたちに関わる課題に対して、県の懐の深さを示していただいたように思います。</p> <p>今後、県は市町を支援しつつ、関係機関、関係者等とネットワークをつくり、さらなる連携強化を図り、毎年度関係する機関が寄り、課題に対して振り返り、PDCAサイクルにより解決に向ける、という点につきましては、必ず実施していただくことを望みます。</p> <p>三重県には、この業種だけではなく、人材の確保のために、若者を県外に流出させない、魅力ある県づくりに力を入れていただくこともお願いしたいと思います。</p>	③	<p>今後、県は、PDCAサイクルによる評価・分析を行い、ボトルネックとなっている課題を抽出して、専門家を交えて検討することとしています。</p> <p>また、人材の確保と育成については検討課題として掲げ、職場環境や処遇など雇用環境の改善に向けた調査・研究を行います。「魅力ある県づくり」の視点は重要ですので、関係部署と連携を図りながら、その視点を踏まえて施策を検討します。</p>
5	第5章	4頁 5頁 14頁	<p>少子化が進んでいるのに虐待件数が増えている現在において、この推進計画については、これからの三重県がこどもが育ちやすい、育てやすい場所になるのかどうかを左右する重要な計画であると考えます。特に、現在の妊産婦、乳幼児を育てる世帯において、養育者が主に母である現状から、母親が育児疲れをしないように社会で子育てをしていくという価値観（社会全体で子育てする）を根付かせることが必要である。</p> <p>「三重県ほっとスポット構築モデル事業」は、需要が高く、子育てでレスパイトを必要とする母が多くいる中で、虐待防止、『予防的支援』の取組は、非常に重要な箇所である。子育ては親育てでもあるので、予防的支援は、子育て中の親子すべてに行き届くものでなければならない。そのいった整備を5年かけて行っていく必要があると考えます。</p> <p>また、それを目指していく中で、要支援世帯へのフォローとして、中間案P14.母子生活支援施設についての記述のように、母子生活支援施設を活用した幅広の支援を、三重県が率先して行っていただきたい。</p> <p>母子生活支援施設をはこれまでも時代のニーズに合わせて柔軟に役割を担ってきたので、親子再統合の場としての利用や、産後すぐの母子ショートステイなど、幅広くご活用いただきたいと考えます。</p> <p>また、家庭的養育の推進と言うところに置いて、里親支援の視点でも母子生活支援施設を活用していただければと考えます。</p>	③	<p>母子生活支援施設も関係機関等の支援の輪の中で重要な役割を担うことから、子どもの最善の利益が図れるよう十分な活用を検討していきたいと考えています。</p>

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
6	第5章	13頁	<p>フォスタリング機関の方々や児童相談所の方々の専門性の向上をお願いしたい。異動があることにより信頼関係を構築しにくいなか、多くの方々の助言を受けると助言内容が統一されないと、里親は迷うことになると思います。</p>	③	<p>里親を支援する里親支援センターやフォスタリング機関、あるいは、児童相談所の職員等の育成についても、専門性の向上に向け計画的に取り組みます。</p> <p>また、関係機関等の中継ぎについても、的確かつ効率的な実施に取り組みます。</p>
7	第5章	13頁	<p>児童相談所の権限が里親に対して厳しく感じます。共に社会的養護を担うチームとして考え、里親も対等な立場であるべきですが、里親決定の判断など非公開で行われるので、質問を受けるたび、「試されていますか？」と感じます。裁判にもなりましたが、一時保護や、里親解除の時に里親が納得できるような話し合いができていたのだろうかと思います。チーム支援と言うのであればやはり話し合いは大事にしてほしいと思います。</p>	③	<p>子どもの措置決定につきましては、法律上、児童相談所長の権限になりますが、子どもの養育にあたっては、子どもの最善の利益を図るため、里親を含め関係機関等の切れ目なく隙間のない支援が求められています。県では、子どもへの支援に向けて、里親を含む関係機関等のネットワークづくりを行うことにより必要な情報を共有できるよう環境整備に努めます。</p>
8	第5章	2頁 3頁 11頁 20頁 21頁 22頁 23頁	<p>実親への教育の実態が見えにくい。実親の権限が子供の権利より優先されているのではないかとと思われることがあるにもかかわらず（病院受診に実親の了承が必要だとか、養子の了承とか）実親の了承が必要と言われることに違和感がある。実親がどれだけ子供の成長を願い、実親が改善しているのか全く疑問だ。里親に求めることが高いわりに、実親が教育状況が見えない。社会的養護と言うのであれば実親もチームに入れ実親をしっかり育ててはいかがでしょうか？実親に返して上手くいかないケースはあってはならないと思います。</p>	③	<p>県は、家庭養育優先の原則を基本とし、「親子関係の再構築」を支援の三本柱の一つに位置付けています。実親（保護者）を取り巻く環境など十分に理解し、適切な保護者支援プログラムを提供できるよう体制の強化に取り組みます。特に、令和6年度からそのプログラムを提供できる人材の育成に取り組んでいます。</p>

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
9	第6章	9頁 17頁 24頁 25頁	<p>18歳以上になった子供のその後が見えないというのは途切れた支援ではないでしょうか？法律上18歳で終了。と言うのはわかりますが、現在日本の家族で18歳の人みんな自立しているかと言えば、そうではない。きちんと対応すべきだと思います。</p> <p>県は、里子が、成人しても帰る場所として迎えて欲しいと言っていました。里親に自腹を切って、将来も見たいと思っっているように思います。社会的養護と言ひ、県が給付金を止め、サポートを停止した後も、里親は愛情という関係で里子と継続するわけ。自立支援を里親さんに任せているのではないかと不安になります。</p> <p>人間が「自立」するためには、18歳までの支援では短いと思います。自立支援ホームが県内に1か所。20歳まで。と言うのは子供にとって非常に厳しくあたりまえの社会人になる困難さを感じます。少なくとも心の支えになる里親や自立支援施設の充実を願います。</p>	③	<p>県では、「自立支援」を支援の三本柱の一つに位置付け、施設退所後あるいは措置解除後の子どもの実情を把握し、自立支援の施策を検討するとともに、子どもが孤立しないように居場所づくりに取り組めます。</p> <p>また、県では、子どものアフターフォローとして「帰る場所」となれるような関係づくりをお願いしています。その際に、里親にどの程度の負担が生じ、どのような対応がなされているのか実情の把握に努めます。</p> <p>なお、現在、県内には、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）が2施設あり、令和6年度から里親も「児童自立生活援助事業（Ⅲ型）」を実施できます。また、入所対象児の年齢要件につきましても、令和6年度から緩和されています。</p>